



青森県報

号外第二十九号

平成十四年三月二十九日(金曜日)

目次

規則

- 青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則………(総務学事課)：一
- 青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則………(消防防災課)：一
- 青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則………(みらい課)：二
- 青森県農業大学校規則の一部を改正する規則………(構造政策課)：三
- 青森県立農学校規則の一部を改正する規則………(同)：七
- 青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令………(消防防災課)：八
- 青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令………(同)：九

青森県公舎条例施行規則(昭和三十七年一月青森県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二号(八)中「三沢涉外労務管理事務所長」を「三沢高等技術専門校長」に改め、同号(十)中「木造技術専門校長」を「木造高等技術専門校長」に改め、同号(十二)中「上北地方福祉事務所長」を「上北地方健康福祉こどもセンター所長」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一号(十一)の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、次の表の上欄に掲げる公舎管理者が行った承認その他の行為又は当該公舎管理者に対して行った申請その他の行為は、それぞれ同表の下欄に掲げる公舎管理者が行った承認その他の行為又は当該公舎管理者に対して行った申請その他の行為とみなす。

上北地方福祉事務所長	三沢涉外労務管理事務所長
上北地方健康福祉こどもセンター所長	三沢高等技術専門校長

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木村守男

青森県規則第三十七号

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則

青森県規則第三十八号

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則

~~~~~  
青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
~~~~~

青森県知事 木村守男

青森県災害対策本部に関する規則（昭和三十八年四月青森県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「総務部消防防災課長」を「総務部防災消防課長」に改める。

第八条第一項中「市町村振興課」を削る。

第十一条第一項中「五所川原保健所長」を「五所川原保健課長」に改めて「充て」に改める。

別表北地方支部の項中「西北地方福祉事務所長」を「西北地方健康福祉こどもセンター所長」に改め、「五所川原保健所長」を削り、

「五所川原土木事務所長」を「五所川原土木整備事務所長」に、「あ

「北地方農林水産事務所長」を「北地方農林水産事務所長」に改め、

「西地方農林水産事務所長」に改め、

「木造家畜保健衛生所長」を削り、「五所川原土木事務所長」を「五所川原県土整備事務所長」に改め、「西北地方漁港事務所長」を削り、同表西地方支部の項中「鰺ヶ沢土木事務所長」を

「西北地方健康福祉こどもセンター所長」に、「西北地方福祉事務所長」を「西北地方健康福祉事務所長」に改め、「五所川原保健所長」、「木造家畜保健衛生所長」及び「西北地方漁港事務所長」を削り、同表中南地方支部の項中

「中南地方福祉事務所長」を「中南地方健康福祉こどもセンター所長」に改め、「弘前保健所長」、「黒石保健所長」及び「弘前家畜保健衛生所長」を削り、「弘前土木事務所長」を「弘前県土整備事務所長」に改め、「青森県日屋ダム管理事務所長」を削り、同表上北地方支部の項中「上北地方福祉事務所長」を「上北地方健康福祉こどもセンター所長」に改め、「十和田保健所長」及び「三沢保健所長」を削り、

「東地方農林水産事務所長」

「三戸地方農林水産事務所長」に改め、

「上北地方農林水産事務所長」を「上北地方農林水産事務所長」に改め、

「下北地方農林水産事務所長」

「十和田家畜保健衛生所長」及び「むつ家畜保健衛生所長」を削り、「十和田土木事務所長」を「十和田県土整備事務所長」に改め、「むつ小川原港管理事務所長」、

「東青地方漁港事務所長」、「三八地方漁港事務所長」及び「下北地方漁港事務所長」を削り、同表下北地方支部の項中「下北地方福祉事務所長」を「下北地方健康福祉こどもセンター所長」に改め、「むつ保健所長」及び「むつ家畜保健衛生所長」を削り、「むつ土木事務所長」を「むつ県土整備事務所長」に改め、「下北地方漁港事務所長」を削り、同表三戸地方支部の項中「三戸地方福祉事務所長」を「三戸地方健康福祉こ

どもセンター所長」に改め、「八戸保健所長」及び「八戸家畜保健衛生所長」を削り、「八戸土木事務所長」を「八戸県土整備事務所長」に改め、「八戸港管理事務所長」及び「三八地方漁港事務所長」を削る。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第三十九号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十五号）の一部を次のように改める。

第三条から第十二条までの規定中「保健所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第十三条第一項中「居住地が市の福祉に関する事務所の所管区域内にある場合にあつては当該居住地を管轄する児童相談所長に、その他の場合にあつては当該」を削り、「福祉事務所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改め、同条第二項及び第三項中「児童相談所長又は福祉事務所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第十四条第一項中「により、」の下に「法第二十二条第二項の規定による申込みにあつては居住地を管轄する健康福祉こどもセンター所長に、法第二十三条第二項の規定による申込みにあつては」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「福祉事務所長」を「健康福祉こどもセンター所長又は福祉事務所長」に改める。

第十五条中「福祉事務所長」を「健康福祉こどもセンター所長又は福祉事務所長」に改める。

第二十一条第一項中「福祉事務所長又は児童相談所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改め、「により、」の下に「健康福祉こどもセンター所長、福祉事務所長又は児童相談所長が」を加え、同条第六項の表中「七七〇円」を「七八〇円」に、「三、二一〇円」を「二、二二〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一一〇円」に、「一、六六〇円」を「一、六七〇円」に改め、同条第七項中「福祉事務所長又は児童相談所長」に改め、「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

所長」に改め、「により、」の下に「健康福祉こどもセンター所長、福祉事務所長又は児童相談所長が」を加え、同条第六項の表中「七七〇円」を「七八〇円」に、「三、二一〇円」を「二、二二〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一一〇円」に、「一、六六〇円」を「一、六七〇円」に改め、同条第七項中「福祉事務所長又は児童相談所長」に改め、「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第二十二条及び別表第一の備考五の4中「福祉事務所長又は児童相談所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第一号様式「保健所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第三号様式の記載要領の注中「福祉事務所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第四号様式から第九号様式までの規定及び第十一号様式中「保健所長」や「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第十三号様式及び第十四号様式中「保健所長（福祉事務所長、児童相談所長）」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第十五号様式中「保健所長」や「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第十七号様式中「保健所長（福祉事務所長、児童相談所長）」や「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第十八号様式から第二十号様式までの規定中「児童相談所長（福祉事務所長）」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第二十二号様式中「福祉事務所長」を「福祉事務所長（健康福祉こどもセンター所長）」に改める。

第一十三号様式及び第二十四号様式中「福祉事務所長（児童相談所長）」を「児童相談所長（健康福祉こどもセンター所長、福祉事務所長）」に改める。

第十五号様式中「福祉事務所長」や「福祉事務所長（健康福祉こどもセンター所長）」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の青森県児童福祉法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の青森県児童福祉法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

~~~~~

青森県農業大学校規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成十四年三月一十九日

青森県知事 木村守男

青森県規則第四十号

青森県農業大学校規則（昭和三十九年九月青森県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第七条各号を次のように改める。

一 入校しようとする年度の前々年度に高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び入校しようとする年度の前年度に高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者にあつては、知事が別に定める志願者調査書

イ 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書  
ロ 最終出身学校の成績証明書

ハ 健康診断書

第八条の見出しを「（入校試験等）」に改め、同条中第一項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 条例第五条第二項ただし書に規定する選考は、校長が推薦書（第一号様式）及び前条に規定する書類の審査並びに小論文及び面接の結果を勘案して行つものとする。第九条中「前条の試験」を「前条第一項の試験又は同条第二項の選考」に改める。

別表（第四条関係）

一 普通科

|           | 授業科目 | 単位数 |    |
|-----------|------|-----|----|
|           |      | 一年  | 二年 |
| 学科        | 演習   | 実習  | 学科 |
| 英政経社法化生哲文 |      |     |    |
| 治済会学物学    | 二    | 二   | 二  |
| 語文学       | I    | I   | I  |
|           | 二    | 二   | 二  |
|           | 二    | 二   | 二  |
|           | 二    | 二   | 二  |
|           | 二    | 二   | 二  |

一般教養科目

英政経社法化生哲文

治済会学物学

語文学

I

二

二

二

二

二

二

二



| 科 共<br>目 通 |     |     |     |      |      |      |      |     |     |     |     | 普 及 関 係 科 目 | 一 般 教 養 科 目 | 學 科  |      |  |  |  |
|------------|-----|-----|-----|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-------------|-------------|------|------|--|--|--|
| 生 物        | 生 物 | 畜 園 | 作 農 | 農 情  | 農 情  | 農 農  | 農 農  | 普 及 | 普 及 | 教 育 | 英 歷 | 地 法         | 地 物         | 數 倫  | 心 文  |  |  |  |
| 物 工        | 物 工 | 產 芸 | 物 流 | 農 產  | 報 報  | 村 業  | 業 業  | 村 及 | 及 及 | 育 育 | 會 史 | 理 学         | 理 学         | 理 学  | 理 学  |  |  |  |
| 化 実        | 化 実 | 工 產 | 工 通 | 物 芸  | 物 流  | 物 流  | 物 流  | 調 方 | 計 方 | 心 理 | 理 学 | 理 学         | 理 学         | 理 学  | 理 学  |  |  |  |
| 學 習        | 學 習 | 學 學 | 學 學 | 學 II | 學 II | 學 II | 學 II | 查 實 | 查 實 | 理 概 | 話 學 | 學 II        | 學 II        | 學 II | 學 II |  |  |  |
| 一          | 一   | 二   | 二   | 二    | 二    | 二    | 二    | 論 習 | 論 習 | 學 理 | 學 理 | 學 理         | 學 理         | 學 理  | 學 理  |  |  |  |
| 二          |     |     |     |      |      |      |      |     |     |     |     |             |             |      |      |  |  |  |
| 一          |     |     |     |      |      |      |      |     |     |     |     | 一 三         |             |      |      |  |  |  |
|            |     |     |     |      |      |      |      |     |     |     |     |             |             |      |      |  |  |  |
|            |     |     |     |      |      |      |      |     |     |     |     |             |             |      |      |  |  |  |
|            |     |     |     |      |      |      |      |     |     |     |     |             |             |      |      |  |  |  |
|            |     |     |     |      |      |      |      |     |     |     |     |             |             |      |      |  |  |  |

第2号様式(第8条関係)

推

七

年 月 日

学校名  
校長  
氏名  
國

下記の生徒は、貴大学校普通科への入校が適当と認められるので推薦します。

四

1 生徒の氏名

2 推薦の理由

一般教養科目及び普及関係科目は、必修科目とする。  
二 専門教育科目のうち、共通科目は必修科目とし、専攻コース科目はその一を

選択科目とする。

三、專門教育科目

を選択科目とする。

四 学科については、十五時間の授業時間ももつて一単位とする。

六 五 演習について、三十時間の授業時間をもつて一単位とする。実習については、四十五時間の授業時間をもつて一単位とする。

第一号様式を次のように改める。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

## 附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

~~~~~

青森県営農大学校規則の一部を改正する規則をこのに公布する。

平成十四年三月一十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県営農大学校長 殿

本籍地

(写真欄)
注1 大きさは、縦
30mm×横24mmと
する。

2 無帽、正面、
上半身のもの

現住所
ふりがな
氏名 (印)

生年月日

青森県営農大学校
〔畑作園芸課程〕
〔果樹課程〕
〔畜産課程〕

に入校したいので、関係書類を添えてお願いし

ます。

ハ 健康診断書

第七条第二項中「ただし書き」を「ただし書」に、「第四号様式」を「第一号様式」に、「書類等」を「書類」に改める。

第九条第一項中「第五号様式」を「第二号様式」に改め、同条第二項中「県内に

居住し」を削る。

第十二条の見出し中「例外」を「例外等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 入寮している者は、光熱水費として、実費の範囲内で知事が定める額を納入しなければならない。

第十六条中「第六号様式」を「第四号様式」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第6条関係)

入 校 頼 書

年 月 日

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第一号様式及び第三号様式を削る。

第四号様式中「高等学校」を「学校名」と、「課程コースへの」を「課程への」に改め、同様式の別記中

「1 推薦する課程及び 課程 コース」を

「1 推薦する課程 課程」に、

「5 被推薦者の学校農業クラブ加入状況及び級位認定状況」を

「6 保護者の意見」を

「5 保護者の意見」に改め、同様式を第一号様式と

し、第五号様式を第三号様式とする。

第六号様式中「第4条」を「第16条」に改め、同様式を第四号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県宮農大学校規則第十二条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に青森県宮農大学校に入校した者について適用する。

訓令

青森県訓令甲第14号

各出先機関一般

に改める。

青森県知事 木村守男

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第116号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表対策連絡部の項中「消防防災課長」を「防災消防課長」に改め、同表中

「公社等改革推進班 公社等改革推進チームリーダー」を

公社等改革推進班	公社等改革推進チームリーダー
イベントプロジェクト班	イベントプロジェクトチームリーダー

「消防防災班 消防防災課長」を「防災消防班 防災消防課長」に、

統計班	統計課長
統計情報班	統計情報課長

「生活衛生・交通 安全班」を「生活衛生・交通安全課長」

「国際班 国際課 長」を

「青少年班 青少年課 長」を

「男女共同参画班 男女共同参画課長」を

「国際班 国際課 長」に、

「青少年・男女共同参画班 青少年・男女共同参画課長」を

「健康医療班 健康医療課長」を

「健康医療班 健康医療課長」を

に改める。

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

第三条公社等改革推進班の項の次に次のように加える。

不思議の國の外見

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令

青森県知事
木村守男

一 他の班の実施事項の応援に関すること
第三条中「消防防災班」を「防災消防班」に、「統計班」を「統計情報班」に改め、
生活衛生・交通安全班の項を削り、

青少年班
一 他の班の実施事項の応援に関すること。
男女共同参画班

一 他の班の実施事項の応援に関すること。」

「青少年・男女共同参画班」

一 他の班の実施事項の応援に關すること。
五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

藥務衛生班

一 園癆用薬品のお詫び及て輸送は開くこと
二 給水に關すること。

三 死亡獸畜の処理に関すること。

五 墓地及び埋葬に関すること。

第三条河川砂防班の項第二号中「及び小泊ダム」を「、小泊ダム、浅虫ダム及び清水目ダム」に改める。

附
則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

A single, continuous vertical line with a wavy, zigzag pattern running from top to bottom.

青森県訓令甲第二十五号

序 中 一 般

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

所 青 森 県 東 京 通 信	八 戸 工 業 用 水 道 管 理 通 信 所	む つ 小 川 原 港 管 理 通 信 所	所 八 戸 港 管 理 通 信	所 青 森 港 管 理 通 信	西北漁港通信所	下北漁港通信所	三八漁港通信所
(青森県東京通信所)	(八戸工業用水道管理通信所)	(むつ小川原港管理通信所)	(八戸港管理通信所)	(青森港管理通信所)	(西北漁港通信所)	(下北漁港通信所)	(三八漁港通信所)
(東京都千代田区平河町二丁目)	(八戸市大字長苗代字窪田(八戸工業用水道管理事務所))	(上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎(十和田市土整備事務所))	(八戸市大字河原木字北沼(八戸市土整備事務所))	(青森市本町四丁目(青森港管理所))	(西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町(西津軽郡農林水産事務所))	(下北地方農林水産事務所)	(三方農林水産事務所)

青 森 県	發 行 所 ・ 發 行 人
青森市長島二丁目一番二号	青森市古川二丁目一七番五号

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭